

計画作成年度	令和3年度
計画主体	東神楽町

東神楽町鳥獣被害防止計画（第5次）

<連絡先>

担 当 部 署 名 東神楽町産業振興課

所 在 地 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

電 話 番 号 0166-83-2114（直通）

F A X 番 号 0166-83-5100

メールアドレス nousei@town.higashikagura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ウサギ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	東神楽町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害額
エゾシカ	水稻	0.70 ha	899 千円
	小麦	0.43 ha	78 千円
	ビート	0.31 ha	242 千円
	スイートコーン	0.23 ha	243 千円
	牧草	0.18 ha	42 千円
	その他農作物	0.10 ha	46 千円
	合計	1.95 ha	1,550 千円
ヒグマ	スイートコーン	0.14 ha	146 千円
	デントコーン	0.15 ha	67 千円
	ビート	0.08 ha	65 千円
	合計	0.37 ha	278 千円
キツネ	—	—	—
アライグマ	農業用ビニールハウス	—	—
	園芸作物	—	—
カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）	—	—	—
ウサギ	若齢林木	—	—

注) 被害数値は、農家や農協への聴き取り等によるため、実際の数値は上記の数値を超えていると推測する。また、被害が軽微で算出が困難なものについては「—」表記とする。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>東端に隣接する越冬地から移動し融雪期になると山林から農地に出没する。</p> <p>被害は東部の畑作地帯や中央部の稲作地帯に広がり、秋まき小麦の出芽期、水稻の初期生育期である春期の被害が多い。農作物の踏みつけ被害は通年で発生しており、農業者にとっては深刻な問題となっている。</p> <p>電気柵を設置している東部地域では、農業被害の減少に効果を上げているが、未対策地域の中央部への移動が発生していると推測される。</p>
ヒグマ	<p>町内東部に生息しているとみられる。旭川市との境界付近での目撃が多く、4月から10月頃にかけて昼夜の別なく行動している。レジャー施設や通学路付近での目撃も報告され、人的被害が懸念される。</p> <p>デントコーンやビート畑の食害が目立ち、農作業中に出没するなど間接的被害においても問題となっている。</p>
キツネ	<p>町内全域において出没している。農地近くに営巣し繁殖する。倉庫や納屋の床下に住み着き、接触する機会が増えることによる衛生的な問題を生じ農作業に支障をきたす被害報告がある。</p>
アライグマ	<p>町内全域において作物被害が発生している。スイートコーン収穫期の食害が被害の大半を占めているが、牛舎への侵入も多く報告されており、牛感染症の感染源となり得るため酪農家への影響も懸念される。</p>
カラス類 (ハシボソガラス、ハシブトガラス)	<p>かぼちゃの新芽食害が報告されている他、一部で家庭菜園の被害や市街地での糞の被害が報告されている。</p>
ウサギ	<p>主な被害は、幼齢木の枝葉及び植栽木の樹皮の摂食であり特に幼齢木への食害については主軸の切断を伴うため、成長を著しく阻害させる。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
エゾシカ	被害額	1,550 千円	1,085 千円
	被害面積	1.95 ha	1.36 ha
ヒグマ	被害額	278 千円	194 千円
	被害面積	0.37 ha	0.25 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
獲等に 関する 取組	<p>【エゾシカ】 鳥獣対策協議会において被害や目撃情報のあった地域を中心に生息状況調査を実施。また、冬期はスノーモービルを活用した一斉捕獲を実施。</p> <p>銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体については、くくり罠による捕獲を実施。</p>	<p>【エゾシカ】 隊員は勤続者が多いことから、出沒通報を受けても仕事の関係で出動できる隊員が少なく捕獲に至らないケースが多い。</p> <p>一方、わな猟免許を取得している隊員は農業従事者が多いため、農繁期はわな設置による見回りが困難となり、わな猟が停滞している。</p>
	<p>【ヒグマ】 鳥獣対策協議会において被害や目撃情報のあった地域を中心に生息状況調査を実施。出沒時には関係機関と連携し、パトロールや看板の設置、防災無線での注意喚起を実施。</p> <p>出沒頻度が高く、農作業等への影響が大きい地域には必要に応じ箱わなを設置。また、デントコーンなど背丈の高い農作物の収穫時における農業者の安全確保のため、ドローンによる空撮点検を実施。</p>	<p>【ヒグマ】 レジャー施設の近くにクマの通り道があることや山菜、キノコ採り入山者がヒグマの生息域であることを認識していないことによる不用意な接近が懸念される。また、生息域付近の墓地では糞などの痕跡が頻繁に発見され墓参りに来る人々の安全確保が課題である。</p> <p>隊員は勤続者が多いことから、巡回による捕獲に対応できる人材が少ない。</p>
	<p>【キツネ】 鳥獣対策協議会主体で猟銃による有害捕獲を実施。銃器による捕獲ができない市街地等においては、箱わなによる捕獲を実施。</p> <p>関係課と連携し、エキノコックス症媒介動物疫学調査に係る検体の提供に協力している。</p>	<p>【キツネ】 被害防止対策に一定の効果がみられ、農作物への被害は減少傾向にあるものの、警戒心が強く箱わなでの捕獲が困難であるため、住み着いたキツネの駆除に苦難している。</p>
	<p>【アライグマ】 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、防除の確認を受ける。防除期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日。</p> <p>令和元年から講習を受講した町民を捕獲従事者として登録し町民自らが捕獲する体制を整えた。</p>	<p>【アライグマ】 被害が初めて確認された平成19年以降、箱わなによる捕獲数は年々増加している。繁殖力が強く、捕獲を上回るペースで繁殖している。また、捕獲数の増加に伴い、処理や運搬にかかる労力が増大し、効率的な処理体制の構築が必要である。</p>

	<p>【カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）】</p> <p>鳥獣対策協議会主体で猟銃による有害捕獲を実施。</p>	<p>【カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）】</p> <p>銃器が使用できない市街地等の対応が困難である。</p>
	<p>【ウサギ】</p> <p>鳥獣対策協議会主体で猟銃による有害捕獲を実施。</p>	<p>【ウサギ】</p> <p>可愛らしい容姿から駆除を求めない一部の農業者への理解を得ることが必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、整備した電気柵を設置。</p> <p>平成 26 年度 4,000m</p> <p>平成 27 年度 7,850m</p> <p>合計 11,850m</p>	<p>電気柵を設置した東部地域における農業被害は大幅に減少した一方で、対策を講じていない中央部地域への鳥獣の移動がみられる。</p> <p>電気柵の延伸や老朽化による更新を検討する必要があるが、維持管理に係る人員の確保や費用が課題である。</p>
生息環境管理その他の取組	特になし	特になし

(5) 今後の取組方針

<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関で構成する東神楽町鳥獣対策協議会にて被害防止に向けて連携、協力を図り効果的な対策を推進する。 ・狩猟免許取得の促進や駆除従事者の技術研修の実施等、捕獲者担い手の確保・育成を図る。 ・銃器並びに罟等の狩猟免許所有者の育成や捕獲体制の整備・拡充を図る。
<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スノーモービルを用いた一斉捕獲の実施（冬期） ・くくり罟を用いた捕獲の実施 ・侵入防止柵の設置の検討 ・生息状況、被害状況調査の実施 ・ICT を活用した捕獲の検討 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題個体の捕獲の実施（銃器、箱わな） ・住民や行楽客へ生態等の普及啓発の実施 ・侵入防止柵の設置の検討 ・生息状況、被害状況調査の実施 ・ICT を活用した鳥獣わな監視体制の実施を行い、メール配信システムから捕獲情報

をリアルタイムで登録者へ配信

【キツネ】

- ・銃器捕獲を実施し、銃器を使えない場所では箱わなを用いた捕獲の実施。

【アライグマ】

- ・箱わなを用いた捕獲の実施及び箱わなの設置数を増加
- ・捕獲した個体の効率的な処理体制の構築
- ・防除従事者の育成

【カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）】

- ・銃器による有害捕獲の実施

【ウサギ】

- ・銃器による有害捕獲の実施

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【共通】平成25年より町が設置している東神楽町鳥獣対策実施隊による捕獲活動を継続して実施する。東神楽町鳥獣対策協議会が当該捕獲活動への支援を行い、関係機関と連携、情報の共有を行い効果的な対策を講じる。

【エゾシカ】

町が申請者となり北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、一年を通して銃器・わなによる捕獲を継続して実施する。

【ヒグマ】

目撃情報のあった場所を中心に生息状況調査を実施し、継続的な農業被害や人身への危険度が高い場合、関係機関が連携し対応を実施。

【ライフル銃の所持】

エゾシカ及びヒグマについては、体格が大きく、また、警戒心が強いため射撃距離が長くなることから、殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃を所持させる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ	・捕獲機材の更新・増台・管理 ・捕獲技術研修会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲頭羽数に基づき設定する。ただし、ヒグマは原則、追い払いを基本とし捕獲目標数は定めず、出没個体の有害性を検討した上で判断する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	100頭	100頭	100頭
ヒグマ	—	—	—
キツネ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）	100羽	100羽	100羽
ウサギ	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容
<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲手段：銃器及びくくり罠 ○捕獲実施予定時期：4月から3月末日 ○捕獲予定場所：東神楽町一円 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲手段：銃器及び箱罠 ○捕獲実施予定時期：4月から12月頃まで ○捕獲予定場所：東神楽町一円 <p>【その他鳥獣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲手段～銃器及び箱わなとする。 ○捕獲時期～4月から3月末日までとする。 ○捕獲場所～東神楽町一円とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>(必要性)</p> <p>エゾシカ及びヒグマの捕獲は、ライフル銃以外の猟銃又はわなを基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。</p> <p>(取組内容)</p> <p>捕獲手段：ライフル銃による捕獲</p> <p>実施予定時期：令和4年4月～令和6年3月</p> <p>実施予定場所：東神楽町一円</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なし	なし	なし	なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和4年度～令和6年度
エゾシカ ヒグマ	設置した電牧柵に異常が無いか定期的に点検を行うとともに、問題を発見した際は速やかに対策を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

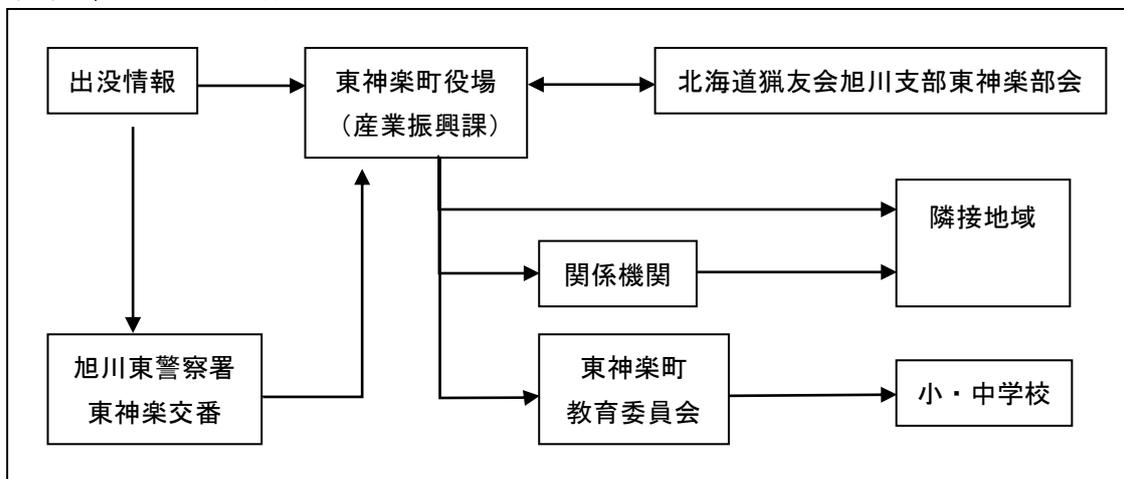
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ヒグマ	・生ごみや農林水産物残渣の管理の徹底

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東神楽町	危険区域巡回、住民への注意喚起、看板設置、出没時駆除要請
北海道猟友会旭川支部東神楽部会	危険区域巡回、住民への注意喚起、出没時の捕獲活動、出没現場の調査
旭川東警察署東神楽交番	通報現場での対応、危険区域の巡回、住民への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>【エゾシカ】</p> <p>捕獲した個体及び残渣は一般廃棄物焼却処理施設へ運搬し処理する。ただし、地形的要因等により運搬が困難な場合は、生態系や生活環境に影響を与えないような適切な方法で埋設する。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>捕獲個体は地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センターに試料提供し、残渣は一般廃棄物焼却処理施設へ運搬し処理する。</p> <p>【キツネ、アライグマ、ウサギ】</p> <p>一般廃棄物焼却処理施設へ運搬し処理する。</p> <p>【カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）】</p> <p>一般廃棄物として東神楽町が処理する。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	今後、エゾシカの食肉等への利活用について検討する。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲した鳥獣は適切に処分するとともに、一部のハンターが自家利用している。

(2) 処理加工施設の実施体制

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東神楽町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
東神楽町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止対策全体の統括 ・ 協議会構成団体の連絡調整 ・ 鳥獣被害防止計画の策定・変更、 ・ 鳥獣被害対策実施隊の編成

	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣の捕獲許可申請事務 ・住民への周知、啓発
東神楽農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣情報の収集 ・被害防除対策の実施 ・農作物被害状況の把握 ・農業者従事者との連絡調整
北海道猟友会旭川支部東神楽部会	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊員の統括 ・捕獲活動などの被害防止対策の実施 ・生息状況及び被害状況の調査 ・専門的立場からの助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道上川総合振興局	捕獲許可及び鳥獣対策に関する指導及び情報提供
旭川東警察署東神楽交番	狩猟等に関する助言・指導・情報提供・ヒグマ出没対応
上川農業改良普及センター大雪支所	被害状況等の情報提供と対策への協力
上川中央農業共済組合	被害状況等の情報提供と対策への協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>東神楽町鳥獣被害対策実施隊</p> <p>設立年度：平成 25 年度</p> <p>構成員数：17 名（令和 3 年度）</p> <p>鳥獣被害対策実施隊の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会旭川支部東神楽部会から任命 <p>鳥獣被害対策実施隊の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲活動、生息状況調査及び被害状況調査 ・捕獲技術の向上及び担い手の育成 ・人的被害を及ぼすおそれがある場合等の出動

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>旭川市との境界付近で出没するヒグマに対応するため、ヒグマ出没対策に係る捕獲従事者の行政境界の越境について、ヒグマ捕獲従事者が、双方の行政境界から 1 km までの越境を可能とする旨を相互に捕獲許可申請書に記載し、北海道に申請することによって、境界付近での効果的なヒグマ対応を可能にする。</p>
--

